知的財産推進計画に関する意見

(2003年4月25日)

わが国が経済の長期低迷から脱出し持続的に発展するためには、知的財産重視の国家戦略によって産業の国際競争力を強化していかねばならない。このため、企業には、最先端の技術開発を行うとともに、生み出された技術を権利化し、かつ十分に活用するという知的財産重視の経営戦略が欠かせない。

このたび、政府が、「知的財産立国」の実現に向けて、知的財産戦略本部を設置したことは、時宜を得たものであり評価する。今後、同本部が、総理のリーダーシップのもと、知的財産推進計画を集中的、計画的に実行されるよう期待する。

以上のような認識に基づき、当連合会は、知的財産推進計画において下記の内容が盛り込まれることを要望する。

記

1.知的財産の創造

- (1) 知的財産戦略大綱では迅速かつ的確な特許審査体制の実現を掲げている。しかしなが ら、審査請求件数と審査処理件数の乖離は年々広がっている。大阪・関西においては、 家電・素材などの企業が多数存在し、その技術分野の人材やノウハウが蓄積している。これらポテンシャルを生かして特許審査の迅速化による知的財産の創造を早期に実現する ため、現在東京のみにある(財)工業所有権協力センター(IPCC)の分室を関西に拠点展 開していただきたい。
- (2) 知的財産立国を目指すには、技術開発力が優れていなければならない。基礎研究は企業単独ではできにくくなっていることから、大学のシーズを活用し、産学連携により技術の 創出を図るべきである。そのため、大学が保有する技術を企業に移転するため、人材面の 充実をはじめとする関連予算の拡充など環境を整備してもらいたい。
- (3) 国等の委託研究の成果たる知的財産権を受託者に帰属させることができる日本版バイ・ドール法については、本年度までに、全ての省庁で完全適用されるべきである。また、国等と企業との共同研究は委託研究に限らず、今後は、例えばフェロー制度等委託研究以外にも日本版バイ・ドール法の考え方を拡大すべきである。
- (4) 特許法 35 条の職務発明の規定は、雇用の流動化が進む中では適切ではない。法律で相当の対価を定めるとする現行特許法 35 条第3項、同第4項は廃止し、企業と研究者間の合意(契約)に基づいて対価を定めるようにすべきである。

2.知的財産の保護

(知的財産の国際調和)

(1) 世界的に知的財産権を取得するためには、世界各国に出願を行う必要があり、企業の手続・費用上の負担が大きくなっている。また、諸外国により審査の厳しさに違いが見られる。政府は知的財産制度の国際調和が図られるよう、世界特許システムを構築するなど、国際的に調和したルールづくりに尽力してもらいたい。

(2) 知的財産制度の国際調和を実現するために、特に米国に対しては、先発明主義を日本 や欧州で採用されている先願主義に統一することを求めるとともに、早期公開制度の全面 導入が実現するよう、働きかけるべきである。

(模倣品対策)

- (1) アジアを中心に、海賊版等の模倣品が日本に入ってきている。輸入品の特許権等侵害行為に対しては、日本版ITCの実現のため関税定率法を改正したが、当該侵害行為に対する事実認定を行うべき専門家・専門機関が必ずしも十分と言えない。このうえは、米国でのITC(国際貿易委員会)に倣い、特許権等侵害の判断が迅速に行えるような体制を早く整えるべきである。
- (2) アジアにおける模倣品被害は、日本企業の競争力を低下させる。模倣品取り締まりを強化するためには、知的財産戦略本部の本部長である総理が前面に立って、官民でアジア各国に模倣品対応を行うよう一層働きかけてもらいたい。また、WIPO(世界知的所有権機関)サミットでも模倣品問題を日本の最重要課題として、取り上げていくべきである。

(知的財産権関連訴訟制度)

- (1) 企業は、裁判における公開原則のために、営業機密が漏洩することを危惧し、知的財産権が侵害されているおそれがある場合にも、訴訟提起に踏み切ることに躊躇しがちである。知的財産権侵害訴訟手続においては、知的財産権者による侵害証拠調べを容易にする処置を設ける一方で、営業機密の適切な保護が図られるよう対応してもらいたい。
- (2) 特許等の侵害判断訴訟において、無効事由が明らかな場合には、裁判所において特許等の有効性判断を行うことが可能とされている。しかしながら、無効事由の明白性は、企業には予見しづらい。紛争については、裁判所において例外なく、一回的に侵害及び有効性判断を行う仕組みづくりを検討すべきである。

(医療特許)

知的財産戦略大綱では、医療分野については、先端医療における発明についてのみ特許権が付与されこととなっている。しかしながら、医療技術の進歩を促すためには、一般医療における発明についても特許権を付与することが必要となる。医師の医療行為に対しては影響を及ぼさないよう配慮しつつも、医療分野における発明全般について特許権を付与できるよう見直してもらいたい。

3.知的財産の活用

- (1) 日本におけるコンテンツ産業は今や 10兆円もの市場規模がある。アニメなどの映像コンテンツも、企業収益の拡大にとっては有望である一方で、著作権問題(違法コピーやブロードバンドトでの配信課題等)は必ずしも十分に解決されていない。よって、これらに対す
- (2) 経営戦略として知的財産を活用するためには、知的財産の認識、評価が必要となる。例えば、企業の資金調達において知的財産が活用できるよう、知的財産を評価し、情報開示する方法について検討してもらいたい。その際、知的財産の評価及び情報開示の方法は

- 権利・技術内容・当該業界での知的財産の扱い方で大きく異なるため、各企業及び業界の意見を十分に反映することとし、特に情報開示の方法は国による一方的な押しつけとならぬよう企業の自主性を尊重してもらいたい。
- (3) 今後、日本企業は知的財産を戦略的に活用しながら、欧米やアジア企業に対する競争力を高めていかなければならない。そのためには、産官学が連携して、日本発の技術を国際標準化(スタンダード化)していくべきである。このため、国際標準に対応した知的財産権を戦略的に取得することができるよう、これを国家戦略と位置付けて官民一体となって取り組んでもらいたい。

4.知的財産に強い人材の育成

- (1) 2004年4月に開校が予定されている法科大学院においては、知的財産に関する講義を必修科目とし、かつ技術的な問題への対応力も養えるようカリキュラムを工夫してもらいたい。加えて司法試験の選択科目としても知的財産法を採用し、知的財産に強い法律家の育成を図るべきである。
- (2) 知的財産に関する訴訟にあたっては、技術について理解する高い専門能力が要求される。しかしながら、現行の裁判官育成制度では技術に対する能力を高めるという視点が欠けている。法律のみではなく、技術が理解できる技術裁判官の育成及び裁判官を補佐する調査官制度の充実を検討すべきである。